



2026 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

元連結子会社 WeCapital 株式会社における元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 31 日まで当社の連結子会社であった WeCapital 株式会社（以下、「We 社」といいます。）の元代表取締役の松田悠介氏（以下「松田氏」といいます。）に対して補償請求訴訟を提起することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、We 社及び We 社の完全子会社であるヤマワケエステート株式会社（以下、「YE 社」といいます。）については、2026 年 8 月 31 日付開示資料「連結子会社の異動（株式譲渡及び連結除外）並びに連結子会社におけるクラウドファンディング事業からの撤退に関するお知らせ」のとおり、当社が 2026 年 8 月 31 日に当社の元取締役である美山俊氏（以下「美山氏」といいます。）との間で当社が保有する We 社の全株式を 100 万円で美山氏に対し譲渡する旨の株式譲渡契約を締結し、2026 年 8 月 31 日付の We 社株式の美山氏に対する譲渡に伴って、2026 年 8 月 31 日同日に当社の連結範囲から除外されています。

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：高松地方裁判所
- (2) 提訴年月日：2026 年 9 月 17 日

なお、訴訟の提起を高松地方裁判所とするのは、2024 年 11 月の当社による We 社の連結子会社化にあたって 2026 年 9 月 27 日付で当社が松田氏と締結した調整条項（逆アーンアウト条項）や当社株式売却制限条項を含んだ株式譲渡契約において、本契約に関する一切の紛争は高松地方裁判所を専属的な第一審の専属的合意管轄裁判所とすると定めているためです。

2. 訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名称：株式会社 REVOLUTION
- (2) 所在地：東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート 12F
- (3) 訴訟における代表者：代表取締役 砂川優太郎

3. 訴訟を提起した相手

松田氏

4. 訴訟内容

(1) 訴訟内容：2024 年 11 月の当社による We 社の連結子会社化にあたって 2026 年 9 月 27 日付で当社が松田氏と締結した調整条項（逆アーンアウト条項）や当社株式売却制限条項を含んだ株式譲渡契約に基づく補償請求

(2) 訴訟金額：292,609,732 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金

5. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

その当時に当社の連結子会社であった We 社の当時の監査役は、2025 年 3 月 28 日付開示資料「当社連結子会社 WeCapital 株式会社の元代表取締役に対する株主代表訴訟の提起の請求に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、2025 年 3 月 28 日に、We 社の株主 1 名から、We 社の元代表取締役である松田氏が就任期間において行った①We 社が組成したファンドにおける投資対象不動産の取得における背任行為、②経費の不正支出、③当社による We 社の連結子会社化時における当社株価の関与について、松田氏は We 社に生じた損害を賠償する責任を負うとして松田氏が 42 億円を We 社に対して支払うことを求める、松田氏に対する責任追及の訴えを求める旨の提訴請求書（会社法第 847 条第 1 項、施行規則第 217 条）を受領しておりました。しかしながら、We 社の当時の監査役は、その後、2025 年 5 月 23 日付開示資料「当社連結子会社 WeCapital 株式会社の提訴請求への対応について」にてお知らせしたとおり、We 社の株主 1 名からの当該提訴請求について訴えを提起しないことを決定しておりました。

また、その当時に当社の連結子会社であった YE 社は、2025 年 8 月 8 日付開示資料「連結子会社の元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、松田氏に対し、不動産クラウドファンディング「ヤマワケエステート」においてその当時に運用期間延長となっていた 2 つのファンドに関する損害賠償請求訴訟を提起しておりました。

そして、その当時に当社の連結子会社であった We 社は、2025 年 8 月 29 日開示資料「連結子会社 WeCapital 株式会社における元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、松田氏に対し、不動産クラウドファンディング「ヤマワケエステート」においてその当時に運用期間延長あるいは償還延期となっていた 6 つのファンドに関する損害賠償請求訴訟を提起しておりました。

その後、We 社は、2026 年 6 月 30 日開示資料「連結子会社 WeCapital 株式会社の元代表取締役への訴訟について一部取り下げのお知らせ」にてお知らせしたとおり、2026 年 6 月 30 日に、松田氏に対する損害賠償請求訴訟の一部（訴額 200 百万円のうち 180 百万円）について取下書を東京地方裁判所に提出しております。

上記のとおり、We 社及び YE 社が当社の連結子会社であった時期に当社グループは松田氏における様々な不法行為等に対し損害賠償請求や刑事告訴等の責任追及を行っていく方針としておりました。

そのような中、当社取締役会では、2026 年 9 月 1 日以降の現時点では We 社はすでに当社の連結子会社ではないものの、We 社が当社の連結子会社であったときの松田氏の行為に対する責任追及について以下の点を協議・検証し、今般、松田氏に対する本件補償請求訴訟の提起を決定しました。

なお、当社による松田氏に対する責任追求の法的手続きは、今回が初めてとなります。

- 現状では、We 社はすでに当社の連結子会社ではないものの、当社は、2026 年 9 月 27 日付で当社が松田氏と締結した調整条項（逆アーンアウト条項）や当社株式売却制限条項を含んだ株式譲渡契約における表明及び保証について、松田氏による違反がある以上、同契約に基づく補償を求めることができること。
- 松田氏は、We 社の元代表取締役役に就任していた期間においてクラウドファンド組成における所定の審査プロセス等を経ずに独断での契約締結または審査に係る他の役職員に対する欺罔行為の存在が発覚しております。また、2026 年 2 月 20 日付開示資料「当社子会社に対する行政処分に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、松田氏が YE 社及び WE 社の通常の社内手続きを経ることなく、松田氏自身の独断によって異なるクラウドファンド案件間の資金流用を指示したことによる分別管理違反を原因として YE 社が行政処分となっております。このように多くの松田氏的不正行為により、We 社及び YE 社並びに YE 社が組成しているクラウドファンド案件で償還延長となっている案件への出資者に対して多大な損害を与えており、また、その当時に We 社が当社の連結子会社であったことから、松田氏が原因となった当該事象が親会社であった当社のステークホルダーにも大きな悪影響を及ぼしていること。
- 2026 年 2 月 27 日付開示資料「自己株式の無償取得に関するお知らせ」のとおり、松田氏は、2024 年 11 月の当社による We 社の連結子会社化にあたって 2026 年 9 月 27 日付で当社が松田氏と締結した調整条項（逆アーンアウト条項）や当社株式売却制限条項を含んだ株式譲渡契約の履行を拒否して、当社株式の返還に未だに応じない姿勢を示しており、当社や当社のステークホルダーに対して不誠実な対応を継続していること。
- 本件補償請求訴訟の提起は、上記の松田氏の行為に対する責任追求を行うことによって当社及び当社グループで今後松田氏が行ったような不正行為を二度と生じさせないという再発防止の一環としたこと。

以上の通り、現時点で整理・検討が完了した損害について、松田氏に対し補償を請求すべく本件訴訟の提起に至りました。

6. 今後の見通し

本件訴訟事件の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

また、本件訴訟が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事項が判明した時点で速やかにお知らせいたします。

以 上